

北上市告示甲第24号

北上市空家等解体撤去事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第28号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(事業実施期間)</p> <p>第18 補助事業の実施期間は、令和2年度から<u>令和4年度まで</u>とする。</p>	<p>(事業実施期間)</p> <p>第18 補助事業の実施期間は、令和2年度から<u>令和7年度まで</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	